

令和3年度  
事業報告書

文京区地域公益活動ネットワーク

# 1. 文京区地域公益活動ネットワーク運営に関する事項

## (1) 事業の経過およびその成果

令和3年は引き続きコロナ禍での活動を模索する1年となりました。長引くことが予測されるコロナの影響に対応して、持続可能な体制づくりの検討を中心に行ってきました。令和2年度に緊急的な食支援の取り組みを行ってきた中で、必要としていてもおおやけに食支援を受けることに抵抗感があるご家庭があり、地域の拠点まで出てくるのが難しい家庭にはアウトリーチ的なアプローチが必要であることが見えてきました。一方で、家にあまり居場所がない子どもがコロナ禍で家のほかに行くことができる場所が必要であることがわかってきました。孤立している家庭や子どもの家にアプローチする、またはそういった方々が家から外に出てくるきっかけとして、食が有効であることもわかってきました。

こうしたことから、地域の方たちが食を通じた活動をする中で様々な入口を作ることが子どもの食支援にとって重要になってくるのではないかと考えられます。

また引き続き、コロナ禍が収まる気配はなく、安定的に財源を確保することは令和3年度の重要な課題となりました。これまでは施設に設置してある本箱に本を直接持ってきていただき寄付をしていただく方法をとっていました。しかし、コロナ禍の影響で外部からの立ち入りが難しい施設もでてきて、回収方法についての議論がなされました。本を回収する事業者の変更に伴い、オンライン上から本箱を介さなくても寄付ができる方法を採用することが可能となっていたこともあり、従来の方法に加えて寄付者にとっても利便性の高い寄付方法を周知していくことを決めました。そのため、広報戦略部会と企画・協働推進部会が連携して、広報用のプロジェクト紹介動画と新規チラシ作りを行いました。

最後に、当ネットワーク並びに、夢の本箱について多大なご尽力をいただきました、多くの皆さまに厚くお礼を申し上げます。

### (参考)これまでの経緯

平成28年8月に、区内にある23以上の社会福祉法人が互いに連携・協働を図るためのネットワークとして文京区地域公益活動ネットワークを立ち上げました。平成29年度は、具体的な取組に向けてアンケート調査を行い、議論の末、取り組み始めたのが「夢の本箱」です。平成30年6月より、未来ある子どもたちが笑顔で過ごせるように、学校が長期休みになる夏休みに子どもたちに食と居場所の提供をする団体の支援を行いました。令和元年度は改めて行政へのニーズ調査を行い、よりニーズがあり、子ども食堂が近隣にない地域でキッチンカーによる取組を行いました。このような取組を通し、企業や大学との連携が進み、本だけでなく金銭による寄付も増えてきました。そんな中、令和2年3月に新型コロナウイルス感染拡大の影響で、急遽、幼稚園や小・中学校が休校になり、地域のこども食堂が自粛する動きがある中で、社会福祉法人だけでな

く民生委員・児童委員や地域の商店と連携し、子どもたちの昼食のサポートをする取組み（昼食を自宅に届ける取組みなど）を行いました。この年の10月には実際にコロナ禍の中で食支援を行っていた地域の活動者の方のお話を聞く機会を作り、活動の実態や地域の方が考える課題の理解をより深めることができました。

●会議の開催

	開催年月日	内容
総会	令和3年6月18日	1. 令和2年度事業報告(案)の承認 2. 令和2年度収支報告(案)の承認 3. 令和3年度事業計画(案)の承認 4. 令和3年度収支予算(案)の承認 5. 夢の本箱プロジェクトに関する合意書について 6. 業者変更に伴う運用方法について 7. ボックスへの装飾について
幹事会	書面(メール)開催	業者変更について
企画・協働推進部会	第1回 令和3年7月5日	1. 総会報告 2. 夢の本箱プロジェクトについて 2-1 業者変更にあたって 2-2 長期休みの食支援について 3. 令和3年度のスケジュール(案)
企画・協働推進 広報戦略 合同部会	第1回 令和3年9月22日	1. 夏休み食支援報告 2. 動画作成について 3. リーフレット・チラシについて
	第2回 令和3年11月9日	1. 前回の振り返り 2. 動画について 3. 今後のスケジュールについて
	第3回 令和3年12月3日	1. 前回の振り返り 2. 動画について 3. チラシについて 4. 冬休みの食支援について
	第4回 令和4年1月14日	1. 前回の振り返り 2. 動画について 3. 冬休み期間食支援について 4. その他
	第5回 令和4年2月18日	1. 前回の振り返り 2. 区市町村ネットワーク代表者連絡会について 3. 冬休み期間食支援について 4. 「夢の本箱」PR 動画進捗共有 5. 「夢の本箱」チラシについて 6. 今後のスケジュール
	第6回 令和4年3月17日	1. 前回の振り返り 2. 「夢の本箱プロジェクト」動画・チラシについて 3. 長期休み食支援について 4. 今年度の振り返り 5. 今後のスケジュール
財務部会	第1回 令和3年5月21日	1. 開会挨拶 2. 事業報告 3. 令和2年度決算書説明 4. 令和3年度予算書説明 5. 意見交換 6. 総会への報告事項

## 2. 夢の本箱に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

「夢の本箱」は平成30年度より、区内21の社会福祉法人が組織や分野の垣根を越えて連携する地域公益活動として、未来ある子どもたちを地域とともに育てたいという思いから始めました。現在は、区内29か所の社会福祉法人事業所に夢の本箱が設置され、多くの方々から本のご寄付をいただいております。

令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、回収ボックスを設置している施設に外部の方が来所することが難しくなるという場合もあり、回収を休止せざるを得ないという拠点もありました。

令和3年6月から、これまでの業者から変更を行い、株式会社ブックオフコーポレーションに本の回収・換金にご協力をいただくことができました。各法人に設置したボックスからの回収は引き続き行いつつ、新たに寄付者のご自宅から直接回収依頼ができるようになったこと、また換金できる本の種類が増えたことにより、新型コロナウイルス蔓延という状況の中でも継続した安定的な収益を上げることが可能となりました。令和3年度に直接の回収依頼は6件あり、都外からもご寄付をいただくことができました。

① 本の換金に関する収益

夢の本箱における令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の本の売上金額は301,469円となりました。前年度の179,991円を大きく上回りました。1冊あたりの単価も昨年度の29.9円から63.0円に増えました。

●売上金額および買取対象冊数

	買取合計金額		買取対象冊数		一冊あたりの単価	
	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
4月	8,561円	未回収	131冊	未回収	65.4円	未回収
5月	18,751円	7,869円	635冊	251冊	29.5円	31.4円
6月	1,197円	未回収	13冊	未回収	92.1円	未回収
7月	48,376円	24,432円	404冊	1,481冊	119.7円	16.5円
8月	1,645円	11,608円	55冊	248冊	29.9円	46.8円
9月	41,698円	9,534円	505冊	176冊	82.6円	54.2円
10月	8,231円	28,557円	129冊	980冊	63.8円	29.1円
11月	43,514円	10,890円	765冊	209冊	56.9円	52.1円
12月	25,424円	9,699円	359冊	487冊	70.8円	19.9円
1月	20,909円	30,195円	385冊	897冊	54.3円	33.7円
2月	15,294円	18,922円	318冊	521冊	48.1円	36.3円
3月	67,869円	28,285円	1,090冊	761冊	62.3円	37.2円
合計	301,469円	179,991円	4,789冊	6,011冊	63.0円	29.9円

② 夢の本箱における設置場所

区内29の社会福祉法人事業所のほか、企業・学校に設置しました。

●事業所

法人名	事業所名	所在地
社会福祉法人洛和福祉会	洛和ヴィラ文京春日	春日1丁目9番21号
社会福祉法人わかぎり	工房わかぎり	春日2丁目19番3号 北原ビル3階
社会福祉法人文京槐の会	は〜と・ピア2	小石川4丁目4番5号
社会福祉法人福音会	特別養護老人ホーム文京白山の郷	白山5丁目16番3号
社会福祉法人泉湧く家	泉湧く憩いの家(※)	千石2丁目31番9号
社会福祉法人復生あせび会	アビーム	千石4丁目37番4号ウイスタリア千石1階
社会福祉法人武蔵野会	リアン文京	小日向2丁目16番15号 文京総合センター1階
社会福祉法人フロンティア	特別養護老人ホーム文京くすのきの郷	大塚4丁目18番1号
社会福祉法人文京槐の会	は〜と・ピア	大塚4丁目21番8号
社会福祉法人洛和福祉会	文京大塚みどりの郷	大塚4丁目50番1号
社会福祉法人三幸福社会	介護付き有料老人ホーム 杜の癒しハウス文京関口	関口1丁目14番12号
社会福祉法人洛和福祉会	高齢者あんしん相談センター大塚分室	音羽1丁目15番12号 東急ドエル・アルス音羽1階
社会福祉法人佑啓会	ふる里学舎本郷	本郷2丁目21番7号
社会福祉法人本郷の森	銀杏企画三丁目	本郷3丁目29番6号 カリテス佐々木ビル2階
社会福祉法人 文京区社会福祉協議会	フミコム	本郷4丁目15番14号 文京区民センター地下1階
社会福祉法人本郷の森	銀杏企画	本郷5丁目25番8号 香川ビル1階
社会福祉法人 日本国際社会事業団		湯島1丁目10番2号 御茶ノ水K&Kビル3階
社会福祉法人東六会	特別養護老人ホームゆしまの郷	湯島3丁目29番10号
社会福祉法人山鳥の会	ワークショップやまどり	弥生2丁目9番6号
社会福祉法人くぬぎの会	どんぐり保育園	千駄木2丁目48番4号 グランドメゾン千駄木2階
社会福祉法人東京福祉会	道灌山会館	千駄木3丁目52番1号
社会福祉法人桜栄会	特別養護老人ホーム文京千駄木の郷	千駄木5丁目19番2号
社会福祉法人芙蓉会	文京昭和高齢者在宅サービスセンター	本駒込2丁目28番31号
社会福祉法人佑啓会	文京区立小石川福祉作業所(※)	小石川3丁目30番6号
社会福祉法人敬愛健伸会	白山ひかり保育園(※)	白山2丁目29番9号
社会福祉法人佑啓会	文京区立大塚福祉作業所(※)	大塚4丁目50番1号
社会福祉法人本郷の森	銀杏企画II(※)	本郷3丁目16番4号 本郷天理ビル3階
社会福祉法人あしたばの会	たんぼぼ保育園(※)	本郷7丁目3番1号
社会福祉法人太陽福祉会	若駒の里(※)	本駒込四丁目35番15号

(※) セキュリティ管理のため、ご寄付であってもご来場および本の受取はできません。

## ●協力企業・学校等

企業・学校名	所在地
エーザイ株式会社（※）	文京区小石川4丁目6番10号
NEC ネットズエスアイ株式会社（※）	文京区後楽2丁目6番1号
東洋学園大学	文京区本郷1丁目26番3号
富士通 Japan ソリューションズ東京株式会社（※）	文京区小石川1丁目3番21号 日本生命春日町第2ビル
三菱食品株式会社（※）	文京区小石川1丁目1番1号
真砂中央図書館（※※）	文京区本郷4-8-15

（※）セキュリティ管理のため、ご寄付であってもご来場および本の受取はできません。

（※※）こちらに「夢の本箱」は設置していません。

### ③ 寄付金

今年度実績なし

### ④ 広報媒体の作成

令和3年度は長期化するコロナの状況に合わせ、寄付方法の利便性を高める方向性となりました。自宅にある本を気軽に寄付することで、子どもの食支援につながることをテーマに「夢の本箱」の周知をより一層強化していくことになりました。そこで、新たに「夢の本箱」のチラシ作成を行いました。また、「夢の本箱」のPR動画を作成し、取り組みを可視化することで、より多くの人に認知されることを目指しました。動画作成にあたっては、地域活動団体の方にもご協力いただきました。

### ⑤ 子ども食堂等 地域の活動に対する補助

令和3年度は前年度の活動から学んだことを振り返り、支援対象を地域活動団体と個別のご家庭の大きく2つに分けました。地域の中では学習支援や子ども食堂など様々な取り組みが展開されていますが、コロナの影響でこれまでと同様の活動を実施することが困難となっており、新たな課題やニーズがでてきていることがわかりました。

このことから、地域活動団体に対してはこれまでと同様、長期休み中の子どもやご家庭を支えるための活動を応援するための助成金を継続しました。個別のご家庭に対しては、区内で子ども食堂や学習支援などの居場所づくりが広がっていますが、そこに繋がりにくいというご家庭もあることがわかってきました。地域につながるためには多様なきっかけづくりが必要であり、令和2年の緊急食支援をきっかけにつながった飲食店と連携して、長期休み期間中に支援の必要性のあるご家庭にチケットを配布しお店のお弁当交換する形式の取り組みが継続して実施いたしました。

・個別支援

法人・団体名	金額(延べ対象人数)
区内カフェ A (夏休み、冬休み、春休み)	67,500 円 (75 名)
区内カフェ B (夏休み)	19,600 円 (28 名)
区内カフェ C (夏休み、春休み)	25,600 円 (32 名)
区内カフェ D (夏休み)	11,060 円 (14 名)
区内カフェ E (冬休み、春休み)	20,000 円 (40 名)
合 計	143,760 円 (189 名)

・地域団体支援

法人・団体名	金額(延べ対象人数)
区内子ども支援団体 F (冬休み、春休み)	15,111 円 (36 名)
区内子ども支援団体 G (夏休み、春休み)	64,330 円 (92 名)
区内子ども支援団体 H (夏休み、冬休み、春休み)	34,955 円 (183 名)
区内子ども支援団体 I (冬休み、春休み)	20,000 円 (90 名)
区内子ども支援団体 J (冬休み食支援)	7,764 円 (30 名)
合 計	142,160 円 (431 名)

総計 285,920 円、延べ対象人数 620 名

### 3. 令和4年度にむけて

令和3年度は持続可能な体制づくりの検討を中心に活動を進めてきました。コロナ前は法人が主体となって子ども食堂を開催していましたが、これまでの活動の振り返りを行う中で、コロナの状況に合わせ、当ネットワークが地域活動団体や個人のご家庭を後方から支援する仕組みを実施しました。新たなニーズに対応した支援を展開できたのは、ネットワーク全体としての取り組みだからこそで、コロナ禍でも止めることなく活動できたことは大きな成果であったと思います。

以上のことを踏まえ、持続可能な体制づくりには、法人内部での地域公益活動の意義の共有や、地域との連携が重要であると考えています。コロナの影響により外部からの立ち入りが難しい施設もあり、本の集まりが減少してしまうのではないかと懸念が出てきました。そこで、寄付者にとっても利便性が高い寄付方法を選択できることは重要ではないかという議論がなされ、ネットからの寄付を開始しました。令和3年度も検討をしてきましたが、令和4年度も寄付方法の周知を地域の方にもネットワークに参加している法人の内部でも行っていくことが必要であると考えます。

今後はご協力いただいている、地域活動団体や飲食店などそれぞれの活動や思いを共有しあう機会を作り、顔の見える関係性づくりにも取り組んでいきます。また、そうした取り組みの周知をすることで、支援のすそ野を広げていくことが重要であると考えます。

食支援を通して、新たな地域のニーズも見えてくるかもしれません。次年度も柔軟・迅速な対応、地域住民の活動を知り、連携できるように取り組んでいきます。

# 文京区地域公益活動ネットワーク収支決算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(収入の部)

(単位:円)

科目	予算額		決算額		増減額	備考
	当期予算	内訳	当期決算	内訳		
①事業収入	170,000		301,469		131,469	
売上		170,000		301,469	131,469	
②雑収入	300,000		300,007		7	
寄付金		0		0	0	
助成金		300,000		300,000	0	東社協助成金
運用益		0		7	7	利息
手数料等		0		0	0	
③前期繰越金	692,554		692,554		0	
預金		692,554		692,554	0	
現金		0		0	0	
郵券		0		0	0	
当期収入合計	1,162,554		1,294,030		131,476	

(支出の部)

(単位:円)

科目	予算額		決算額		増減額	備考
	当期予算	内訳	当期決算	内訳		
①活動費	840,000		285,920		△554,080	
法人協働開催食堂*1		0		0	0	
法人協力食堂*2		0		0	0	
地域食堂への助成*3		40,000		142,160	102,160	
緊急対応用*4		800,000		143,760	△656,240	
②広報費	300,000		300,000		0	動画作成
③企画運営・会議費	10,000		0		△10,000	
④事務諸経費	10,000		3,619		△6,381	振込手数料
⑤予備費	2,554		0		△2,554	
⑥次期繰越金	0		704,491		704,491	
当期支出合計	1,162,554		1,294,030		131,476	

\*1:文京区地域公益活動ネットワークの協働企画による活動(例:出張子ども食堂)

\*2:文京区地域公益活動ネットワーク構成を構成する社会福祉法人の企画による活動

\*3:文京区地域公益活動ネットワーク以外で、地域における子ども食堂等を企画・開催している団体等への助成金

\*4:COVID-19対応として、令和元年度より展開している、子どもおよびその世帯等への食支援事業

## 文京区地域公益活動ネットワーク部会員名簿

所属部会	氏名	法人名	役職名
企画・協働推進部会	松下 功一	文京槐の会	委員長 / 幹事
企画・協働推進部会	菅原 良次	あしたばの会	幹事
企画・協働推進部会	真貴田 陽一	あしたばの会	幹事
企画・協働推進部会	山田 渡	三幸福社会	幹事
企画・協働推進部会	大谷 武次	福音会	幹事
企画・協働推進部会	羽染 弥栄子	フロンティア	幹事
企画・協働推進部会	根間 なおみ	フロンティア	幹事
企画・協働推進部会	小林 正幸	芙蓉会	幹事
企画・協働推進部会	小倉 敬右	芙蓉会	幹事
企画・協働推進部会	谿 直樹	洛和福社会	幹事
企画・協働推進部会	福富 麻里子	洛和福社会	幹事
企画・協働推進部会	根本 亜紀	太陽福祉協会	
企画・協働推進部会	田中 百合子	太陽福祉協会	
企画・協働推進部会	石川 美絵子	日本国際社会事業団	
企画・協働推進部会	山内 哲也	武蔵野会	
企画・協働推進部会	野村 美奈	武蔵野会	
広報戦略部会	若狭 佑子	本郷の森	幹事
広報戦略部会	菊池 りな	本郷の森	幹事
広報戦略部会	米田 直子	復生あせび会	幹事
広報戦略部会	高田 俊太郎	復生あせび会	
広報戦略部会		泉湧く家	
広報戦略部会	岸本 初美	敬愛健伸会	
広報戦略部会	福島 敬修	東京福社会	
広報戦略部会	中谷 信一	東六会	
広報戦略部会	村瀬 綱希	わかぎり	
財務部会	新堀 季之	桜栄会	副委員長 / 幹事
財務部会	梅澤 那美	くぬぎの会	幹事
財務部会	北見 聡	文京槐の会	幹事
財務部会	三股 金利	佑啓会	
財務部会	行場 貴子	佑啓会	
財務部会		佑啓会	
財務部会	直江 深雪	山鳥の会	
事務局	坂田 賢司	文京区社会福祉協議会	

(敬称略)

# 文京区地域公益活動ネットワーク規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 文京区地域公益活動ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)は、多様化・深刻化する地域課題の解決に向けて、区内の社会福祉法人(以下「法人」という。)がそれぞれの特性を活かし、互いに連携・協働して公益活動に取り組むことで、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (事務所の所在地)

第2条 ネットワークの事務所は、東京都文京区本郷四丁目15番14号に置く。

### (構成)

第3条 ネットワークは、文京区内で活動する法人のうち、参加を希望する法人で構成する。

### (参加及び脱退)

第4条 文京区内で活動する法人はいつでも参加することができる。

2 参加した法人は希望するときは脱退することができる。

## 第2章 委員会

### (委員)

第5条 ネットワークに委員会を設置し、各法人は委員を1名選出する。

### (任期)

第6条 委員の任期は各法人が定める。

### (権限)

第7条 委員会は、次の事項について決議する。

#### (1)規約の改正

#### (2)予算及び事業計画の承認

#### (3)解散

#### (4)その他委員会において必要と認める事項

2 解散の決議は第19条による。

### (委員長)

第8条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は幹事会が選出する。

3 委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 副委員長は委員長が指名する。

5 副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (総理)

第9条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (開催)

第10条 委員会は、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員は、委員長に対し、委員会の招集を請求することができる。

3 各法人は委員の外、事業所の代表を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(決議)

第12条 委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行い、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、委員(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、委員会の決議があったものとみなす。

### 第3章 部会

(部会)

第13条 委員会の下に部会を置く。

2 部会の数及び権限は委員会で定める。

3 委員はいずれかの部会に所属するものとする。

4 委員の外、事業所の代表は部会に所属することができる。

### 第4章 幹事会

(幹事)

第14条 幹事は3名以上とし、各部会の中から互選により選出する。

(任期)

第15条 幹事の任期は就任から2年とし、再任を妨げない。

(権限)

第16条 幹事会は次の事項について決議する。

(1) ネットワークが行う事業(以下「事業」という。)

(2) 事業実施に係る必要な事項

(3) 委員長の選任及び解職

(決議)

第17条 幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する幹事を除く幹事の過半数が出席し、出席幹事の三分の二をもって行う。

2 幹事会に欠席した幹事が書面又は電磁的記録により意思表示をしたときは、正当な決議があったものとみなす。

### 第5章 事務局

(事務局)

第18条 ネットワーク、委員会及び幹事会の事務を処理するため、文京区社会福祉協議会に事務局を置く。

2 事務局担当者は幹事会に出席し、意見を述べるができる。

### 第6章 解散

(解散)

第19条 ネットワークは全委員の三分の二の決議により解散する。

### 附 則

この規約は、平成30年4月1日から適用する。